

令和 2年 5月20日提出

第 3 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 71 号議案	令和 2 年度浜松市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 72 号議案	令和 2 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 73 号議案	浜松市総合体育館条例等の一部改正について	1
第 74 号議案	浜松都市計画事業高塚駅北土地区画整理事業施行条例の廃止について	7
第 75 号議案	浜松市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について	9
第 76 号議案	林道白倉山線陥没事故に関する和解及び損害賠償額について	11
報 第 5 号	一般財団法人浜松市清掃公社の令和 2 年度事業計画について	別冊
報 第 6 号	公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和 2 年度事業計画 について	別冊
報 第 7 号	公益財団法人浜松市医療公社の令和 2 年度事業計画について	別冊
報 第 8 号	公益財団法人浜松市文化振興財団の令和 2 年度事業計画について	別冊
報 第 9 号	株式会社なゆた浜北の令和 2 年度事業計画について	別冊
報 第 10 号	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和 2 年度 事業計画について	別冊
報 第 11 号	令和元年度浜松市繰越明許費繰越計算書	13
報 第 12 号	令和元年度浜松市事故繰越し繰越計算書	17
報 第 13 号	令和元年度浜松市水道事業会計予算繰越計算書	19
報 第 14 号	令和元年度浜松市下水道事業会計予算繰越計算書	21
監報第 6 号	定期監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 7 号	現金出納検査の結果に関する報告について	別冊

第 73 号 議 案

令和 2年 5月20日提 出

浜松市総合体育館条例等の一部改正について

浜松市総合体育館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市総合体育館条例等の一部を改正する条例

(浜松市総合体育館条例の一部改正)

第1条 浜松市総合体育館条例(平成17年浜松市条例第197号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																									
別表第2(第8条・第21条関係)		別表第2(第8条・第21条関係)																																																									
1～3 (略)		1～3 (略)																																																									
4 浜松市天竜体育館		4 浜松市天竜体育館																																																									
(1) 施設		(1) 施設																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間区分</th> <th>午前9時から午後6時まで 1時間につき</th> <th>午後6時から午後9時まで 1時間につき</th> <th>午後9時から午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>円 <u>570</u></td> <td>円 <u>1,100</u></td> <td>円 <u>550</u></td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td colspan="3">入場料を徴収しない場合 体育活動に利用する場合 (略)</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td><u>280</u></td> <td><u>550</u></td> <td><u>270</u></td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td colspan="3">入場料を徴収しない場合 体育活動に利用する場合 (略)</td> </tr> </tbody> </table>		利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで	利用区分				全面	円 <u>570</u>	円 <u>1,100</u>	円 <u>550</u>	全面	入場料を徴収しない場合 体育活動に利用する場合 (略)			半面	<u>280</u>	<u>550</u>	<u>270</u>	半面	入場料を徴収しない場合 体育活動に利用する場合 (略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間区分</th> <th>午前9時から午後6時まで 1時間につき</th> <th>午後6時から午後9時まで 1時間につき</th> <th>午後9時から午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>円 <u>360</u></td> <td>円 <u>690</u></td> <td>円 <u>340</u></td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td colspan="3">入場料を徴収しない場合 体育活動に利用する場合 (略)</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td><u>180</u></td> <td><u>340</u></td> <td><u>170</u></td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td colspan="3">入場料を徴収しない場合 体育活動に利用する場合 (略)</td> </tr> </tbody> </table>		利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで	利用区分				全面	円 <u>360</u>	円 <u>690</u>	円 <u>340</u>	全面	入場料を徴収しない場合 体育活動に利用する場合 (略)			半面	<u>180</u>	<u>340</u>	<u>170</u>	半面	入場料を徴収しない場合 体育活動に利用する場合 (略)										
利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで																																																								
利用区分																																																											
全面	円 <u>570</u>	円 <u>1,100</u>	円 <u>550</u>																																																								
全面	入場料を徴収しない場合 体育活動に利用する場合 (略)																																																										
半面	<u>280</u>	<u>550</u>	<u>270</u>																																																								
半面	入場料を徴収しない場合 体育活動に利用する場合 (略)																																																										
利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで																																																								
利用区分																																																											
全面	円 <u>360</u>	円 <u>690</u>	円 <u>340</u>																																																								
全面	入場料を徴収しない場合 体育活動に利用する場合 (略)																																																										
半面	<u>180</u>	<u>340</u>	<u>170</u>																																																								
半面	入場料を徴収しない場合 体育活動に利用する場合 (略)																																																										
備考 (略)		備考 (略)																																																									
(2) (略)		(2) (略)																																																									
5 浜松市舞阪総合体育館		5 浜松市舞阪総合体育館																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間区分</th> <th>午前9時から午後6時まで 1時間につき</th> <th>午後6時から午後9時まで 1時間につき</th> <th>午後9時から午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>円 <u>1,880</u></td> <td>円 <u>2,010</u></td> <td>円 <u>1,000</u></td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td><u>3分の2面</u> <u>1,250</u></td> <td><u>1,340</u></td> <td><u>660</u></td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td><u>2分の1面</u> <u>940</u></td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>500</u></td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td><u>3分の1面</u> <u>620</u></td> <td><u>670</u></td> <td><u>330</u></td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td><u>4分の1面</u> <u>470</u></td> <td><u>500</u></td> <td><u>250</u></td> </tr> </tbody> </table>		利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで	利用区分				体育室	円 <u>1,880</u>	円 <u>2,010</u>	円 <u>1,000</u>	体育室	<u>3分の2面</u> <u>1,250</u>	<u>1,340</u>	<u>660</u>	体育室	<u>2分の1面</u> <u>940</u>	<u>1,000</u>	<u>500</u>	体育室	<u>3分の1面</u> <u>620</u>	<u>670</u>	<u>330</u>	体育室	<u>4分の1面</u> <u>470</u>	<u>500</u>	<u>250</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間区分</th> <th>午前9時から午後6時まで 1時間につき</th> <th>午後6時から午後9時まで 1時間につき</th> <th>午後9時から午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>円 <u>1,750</u></td> <td>円 <u>1,870</u></td> <td>円 <u>930</u></td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td><u>3分の2面</u> <u>1,160</u></td> <td><u>1,240</u></td> <td><u>620</u></td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td><u>2分の1面</u> <u>870</u></td> <td><u>930</u></td> <td><u>460</u></td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td><u>3分の1面</u> <u>580</u></td> <td><u>620</u></td> <td><u>310</u></td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td><u>4分の1面</u> <u>430</u></td> <td><u>460</u></td> <td><u>230</u></td> </tr> </tbody> </table>		利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで	利用区分				体育室	円 <u>1,750</u>	円 <u>1,870</u>	円 <u>930</u>	体育室	<u>3分の2面</u> <u>1,160</u>	<u>1,240</u>	<u>620</u>	体育室	<u>2分の1面</u> <u>870</u>	<u>930</u>	<u>460</u>	体育室	<u>3分の1面</u> <u>580</u>	<u>620</u>	<u>310</u>	体育室	<u>4分の1面</u> <u>430</u>	<u>460</u>	<u>230</u>
利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで																																																								
利用区分																																																											
体育室	円 <u>1,880</u>	円 <u>2,010</u>	円 <u>1,000</u>																																																								
体育室	<u>3分の2面</u> <u>1,250</u>	<u>1,340</u>	<u>660</u>																																																								
体育室	<u>2分の1面</u> <u>940</u>	<u>1,000</u>	<u>500</u>																																																								
体育室	<u>3分の1面</u> <u>620</u>	<u>670</u>	<u>330</u>																																																								
体育室	<u>4分の1面</u> <u>470</u>	<u>500</u>	<u>250</u>																																																								
利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで																																																								
利用区分																																																											
体育室	円 <u>1,750</u>	円 <u>1,870</u>	円 <u>930</u>																																																								
体育室	<u>3分の2面</u> <u>1,160</u>	<u>1,240</u>	<u>620</u>																																																								
体育室	<u>2分の1面</u> <u>870</u>	<u>930</u>	<u>460</u>																																																								
体育室	<u>3分の1面</u> <u>580</u>	<u>620</u>	<u>310</u>																																																								
体育室	<u>4分の1面</u> <u>430</u>	<u>460</u>	<u>230</u>																																																								

(略)					(略)				
備考 (略)					備考 (略)				
6～9 (略)					6～9 (略)				
10 浜松市水窪総合体育館					10 浜松市水窪総合体育館				
(1) アリーナ等					(1) アリーナ等				
利用時間区分	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで		利用時間区分	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで	
	1時間につき	1時間につき				1時間につき	1時間につき		
アリーナ	全面	円	円	円	アリーナ	全面	円	円	円
		<u>200</u>	<u>520</u>	<u>260</u>			<u>300</u>	<u>780</u>	<u>390</u>
	片面	<u>100</u>	<u>410</u>	<u>200</u>		片面	<u>150</u>	<u>610</u>	<u>300</u>
(略)					(略)				
備考 (略)					備考 (略)				
(2)～(4) (略)					(2)～(4) (略)				
11 (略)					11 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市運動広場条例の一部改正)

第2条 浜松市運動広場条例（平成11年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第7条・第18条関係）		別表第2（第7条・第18条関係）	
1 (略)		1 (略)	
2 浜松市舞阪乙女園グラウンド		2 浜松市舞阪乙女園グラウンド	
利用時間区分	午前9時から午後5時まで(5月1日から8月31日までは、午後7時まで) 2時間につき	利用時間区分	午前9時から午後5時まで(5月1日から8月31日までは、午後7時まで) 2時間につき
金額	<u>490円</u>	金額	<u>730円</u>
備考 (略)		備考 (略)	
3～10 (略)		3～10 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市庭球場条例の一部改正)

第3条 浜松市庭球場条例（平成17年浜松市条例第198号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表（第8条・第20条関係） 1 浜松市天竜庭球場 (1) コート	別表（第8条・第20条関係） 1 浜松市天竜庭球場 (1) コート												
<table border="1"> <tr> <td>利用時間区分</td> <td>午前9時から午後9時まで 2時間につき</td> </tr> <tr> <td>利用区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1面につき</td> <td><u>440円</u></td> </tr> </table>	利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき	利用区分		1面につき	<u>440円</u>	<table border="1"> <tr> <td>利用時間区分</td> <td>午前9時から午後9時まで 2時間につき</td> </tr> <tr> <td>利用区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1面につき</td> <td><u>660円</u></td> </tr> </table>	利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき	利用区分		1面につき	<u>660円</u>
利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき												
利用区分													
1面につき	<u>440円</u>												
利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき												
利用区分													
1面につき	<u>660円</u>												
備考 (略)	備考 (略)												
(2) (略)	(2) (略)												
2 (略)	2 (略)												

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市武道場条例の一部改正)

第4条 浜松市武道場条例（昭和52年浜松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
別表第2（第8条・第20条関係） 1・2 (略) 3 浜松市天竜武道館 道場専用利用	別表第2（第8条・第20条関係） 1・2 (略) 3 浜松市天竜武道館 道場専用利用																																
<table border="1"> <tr> <td>利用時間区分</td> <td>午前9時から午後6時まで 1時間につき</td> <td>午後6時から午後9時まで 1時間につき</td> <td>午後9時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>利用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td><u>280円</u></td> <td><u>540円</u></td> <td><u>270円</u></td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td><u>140円</u></td> <td><u>270円</u></td> <td><u>130円</u></td> </tr> </table>	利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで	利用区分				全面	<u>280円</u>	<u>540円</u>	<u>270円</u>	半面	<u>140円</u>	<u>270円</u>	<u>130円</u>	<table border="1"> <tr> <td>利用時間区分</td> <td>午前9時から午後6時まで 1時間につき</td> <td>午後6時から午後9時まで 1時間につき</td> <td>午後9時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>利用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td><u>400円</u></td> <td><u>770円</u></td> <td><u>380円</u></td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td><u>200円</u></td> <td><u>380円</u></td> <td><u>190円</u></td> </tr> </table>	利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで	利用区分				全面	<u>400円</u>	<u>770円</u>	<u>380円</u>	半面	<u>200円</u>	<u>380円</u>	<u>190円</u>
利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで																														
利用区分																																	
全面	<u>280円</u>	<u>540円</u>	<u>270円</u>																														
半面	<u>140円</u>	<u>270円</u>	<u>130円</u>																														
利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで																														
利用区分																																	
全面	<u>400円</u>	<u>770円</u>	<u>380円</u>																														
半面	<u>200円</u>	<u>380円</u>	<u>190円</u>																														
備考 (略)	備考 (略)																																
4・5 (略)	4・5 (略)																																

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 第1条から第4条までの規定による改正後の浜松市総合体育館条例（以下「新総合体育館条例」という。）、浜松市運動広場条例、浜松市庭球場条例及び浜松市武道場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金につい

ては、新総合体育館条例の規定により算定した利用料金の額が第1条の規定による改正前の浜松市総合体育館条例の規定により算定した利用料金の額を下回る場合を除き、なお従前の例による。

第 74 号 議 案

令和 2年 5月20日提 出

浜松都市計画事業高塚駅北土地区画整理事業施行条例の廃止について

浜松都市計画事業高塚駅北土地区画整理事業施行条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴木 康 友

浜松都市計画事業高塚駅北土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

浜松都市計画事業高塚駅北土地区画整理事業施行条例(平成26年浜松市条例第69号)
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 75 号 議 案

令和 2年 5月20日提 出

浜松市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

浜松市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

林道白倉山線陥没事故に関する和解及び損害賠償額について

林道白倉山線陥没事故に関する和解及び損害賠償額について次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

1 和解の相手方

- (1) 磐田市下神増
A氏
- (2) 磐田市下神増895番地3
株式会社太田建材 代表 太田 耕治

2 和解条項

- (1) 浜松市はA氏に対し、本件事故の損害の賠償として、慰謝料91,349円を支払う義務があることを認める。
- (2) 浜松市は株式会社太田建材に対し、本件事故の損害の賠償として、車両代、休車補償費、慰謝料5,336,956円を支払う義務があることを認める。
- (3) 浜松市はA氏及び株式会社太田建材に対し、前2項の金員を令和2年7月31日限り、それぞれ、A氏及び株式会社太田建材の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。
- (4) A氏は浜松市に対し、株式会社太田建材は浜松市に対し、その余の請求を放棄する。
- (5) A氏、株式会社太田建材及び浜松市は、A氏と浜松市の間及び株式会社太田建材と浜松市の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3 損害賠償額 A氏 金91,349円

株式会社太田建材 金5,336,956円

令和元年度 浜松市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	8 天竜区役所費	協働センター等管理運営事業	185,346,000	20,525,000			6,575,000		13,950,000	
	11 生涯学習費	生涯学習施設運営事業（生涯学習施設整備事業）	151,902,000	8,190,000					8,190,000	
3 民生費	1 社会福祉費	障害者施設整備費助成事業（補助金）	43,535,000	7,072,000		4,714,000			2,358,000	
		老人福祉施設等整備費助成事業（補助金）	29,860,000	6,594,000		6,594,000				
4 衛生費	3 清掃費	新清掃工場整備事業	4,325,671,000	4,720,000					4,720,000	
6 農林水産業費	1 農業費	担い手育成支援事業（経営体育成助成事業（補助金））	161,201,000	10,470,000			10,037,000		433,000	
		農産物生産振興事業（施設整備等支援事業（補助金））	148,383,000	11,759,000			11,759,000			
	3 農地費	かんがい排水整備事業（かんがい排水整備国庫補助事業）	174,000,000	164,000,000			164,000,000			
		かんがい排水整備事業（かんがい排水整備市単独事業）	177,278,000	33,608,000					33,608,000	
	4 林業費	治山事業（県単独治山事業）	22,356,000	13,456,000			8,971,000		4,485,000	
		林道等整備事業（公共林道整備事業）	97,200,000	27,140,000		6,800,000	6,093,000	13,100,000	1,147,000	
		林道等整備事業（県単独林道整備事業）	178,578,000	4,502,000			1,801,000	2,200,000	501,000	
		林道等整備事業（林道維持補修事業）	253,633,000	94,113,000					94,113,000	
		低コスト林業推進事業（林業機械・施設整備事業（補助金））	38,445,000	28,420,000			28,420,000			
	5 水産業費	漁港管理事業（漁港整備事業）	65,287,000	37,560,000			18,780,000	16,900,000	1,880,000	
7 商工費	1 商工費	新・産業集積エリア整備事業（工場用地開発事業）	348,146,000	53,000,000					53,000,000	
		プレミアム付商品券事業（人件費）	1,000,000	500,000		500,000				
		プレミアム付商品券事業（事務費）	317,700,000	30,000,000		30,000,000				
		プレミアム付商品券事業（事業費）	755,000,000	25,000,000		25,000,000				
8 土木費	1 土木管理費	公共建築物長寿命化推進事業	1,382,712,000	136,978,000		18,701,000		36,600,000	81,677,000	
	2 道路橋りょう費	交通安全施設等整備・修繕事業（国交付金事業）	1,658,164,000	1,075,798,000		572,041,000		465,200,000	38,557,000	
		交通安全施設等整備・修繕事業（国県道単独事業）	669,139,000	114,659,000					114,659,000	
		交通安全施設等整備・修繕事業（市道単独事業）	1,643,409,000	188,343,000					188,343,000	
		市道整備事業（国交付金事業）	780,704,000	445,124,000		228,854,000		194,400,000	21,870,000	
		市道整備事業（単独事業）	613,017,000	77,734,000				71,200,000	6,534,000	
		国県道整備事業（防衛施設周辺整備事業）	53,368,000	8,940,000		6,258,000			2,682,000	
		国県道整備事業（国交付金事業）	1,326,500,000	819,548,000		429,497,000		338,500,000	51,551,000	
		国県道整備事業（単独事業）	482,963,000	208,141,000				100,300,000	107,841,000	
		道路整備推進事業	36,200,000	11,200,000					11,200,000	
		スマートインターチェンジ関連整備事業（国交付金事業）	751,000,000	239,316,000		119,658,000		107,600,000	12,058,000	
		スマートインターチェンジ関連整備事業（単独事業）	334,600,000	262,626,000				21,800,000	240,826,000	
		三遠南信自動車道関連整備事業（国交付金事業）	1,030,000,000	512,780,000		282,029,000		210,800,000	19,951,000	
		三遠南信自動車道関連整備事業（単独事業）	149,100,000	32,806,000					32,806,000	
		道路維持修繕事業（国交付金事業）	5,309,527,000	1,838,677,000		995,363,000	91,323,000	513,900,000	238,091,000	
		道路維持修繕事業（国県道単独事業）	1,406,200,000	78,100,000				5,700,000	72,400,000	
		道路維持修繕事業（市道単独事業）	2,846,367,000	97,471,000				70,800,000	26,671,000	
		道路維持修繕事業（長寿命化推進単独事業）	971,681,000	214,163,000			43,200,000		170,963,000	
		道路防災事業（国交付金事業）	979,830,000	624,852,000		312,426,000		312,200,000	226,000	
		道路防災事業（単独事業）	383,995,000	67,202,000					67,202,000	
		橋りょう耐震補強事業（国交付金事業）	214,500,000	107,000,000		58,850,000		48,100,000	50,000	
	橋りょう耐震補強事業（単独事業）	104,737,000	20,997,000					20,997,000		
	過疎対策道路修繕事業（単独事業）	100,000,000	20,592,000				20,500,000	92,000		
自転車等対策事業（放置自転車等防止事業）	36,515,000	3,520,000					3,520,000			
自転車等対策事業（駐輪場維持管理事業）	21,762,000	7,000,000					7,000,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	3 河川費	河川改良事業（国交付金事業）	218,000,000	178,800,000		89,400,000	29,800,000	58,400,000		1,200,000
		河川改良事業（単独事業）	805,140,000	254,231,000						254,231,000
		河川維持修繕事業（河川・排水路維持修繕事業）	881,750,000	70,900,000				70,800,000		100,000
	5 都市計画費	市街地再開発組合支援事業（旭・板屋A地区第一種市街地再開発支援事業）	2,288,100,000	38,384,000						38,384,000
		都市計画道路整備事業（国交付金事業）	887,050,000	330,736,000		167,887,000		152,000,000		10,849,000
		都市計画道路整備事業（単独事業）	215,306,000	75,781,000						75,781,000
		天竜川駅周辺整備事業（国交付金事業）	103,112,000	83,312,000		38,570,000		40,200,000		4,542,000
		天竜川駅周辺整備事業（単独事業）	69,494,000	1,000,000						1,000,000
		公園整備事業（浜松城公園整備事業）	125,781,000	33,933,000		11,311,000		20,300,000		2,322,000
		公園施設改良事業	170,058,000	67,104,000						67,104,000
		施設整備事業（一般整備事業）	112,919,000	81,859,000						81,859,000
施設整備事業（いのちのふれあいゾーン整備事業）	398,500,000	395,777,000		149,200,000				246,577,000		
9 消防費	4 災害対策費	防災施設・資機材管理事業（災害情報手段整備事業）	689,909,000	73,632,000				73,600,000	32,000	
10 教育費	2 小学校費	小学校建設事業	2,443,040,000	752,141,000		167,030,000		183,300,000	401,811,000	
		学校施設整備事業	3,888,857,000	3,309,444,000	55,417,000	504,078,000		2,359,400,000	390,549,000	
	3 中学校費	学校施設整備事業	1,726,875,000	1,326,838,000	24,595,000	224,488,000		916,700,000	161,055,000	
11 災害復旧費	1 災害復旧費	林業施設災害復旧事業（国庫補助事業）	105,901,000	16,680,000			10,842,000	800,000	5,038,000	
		林業施設災害復旧事業（単独事業）	154,099,000	15,120,000					15,120,000	
		農地・農業用施設災害復旧事業（単独事業）	195,000,000	40,560,000					40,560,000	
		土木施設災害復旧事業（国庫補助事業）	500,000,000	250,000,000		166,750,000		53,000,000	30,250,000	
		土木施設災害復旧事業（単独事業）	805,000,000	110,000,000					110,000,000	
合計			47,544,332,000	15,300,428,000	80,012,000	4,615,999,000	431,601,000	6,478,300,000	3,694,516,000	

令和2年 5月20日提出

静岡県浜松市長 鈴木康友

令和元年度 浜松市事故繰越し繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国庫支出金	地方債		
7	1	都心機能集積支援事業 (ギャラリー リーモール 運営事業)	25,572,000	25,159,000	413,000	413,000				413,000	ギャラリーリーモールのエスカレーター下部にある防犯カメラの修繕にあたり、新型コロナウイルス感染拡大の影響で設備の納品が遅れたことにより、工事の年度内完了が見込めなくなったもの。	
8	6	住まいづくり推進事業	40,083,696	39,711,696	372,000	372,000				372,000	家族支えあい環境支援補助金事業において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、移転先の新築住宅に係る住宅衛生設備の納品が遅れているため、補助事業の年度内完了が見込めなくなったもの。	
合 計			65,655,696	64,870,696	785,000	785,000				785,000		

令和2年 5月20日提出

令和元年度 浜松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	改良費	円 544,586,600	円 95,750,000	円 448,836,600	円 0	円 0	円 0	円 448,836,600	円 0	円 0	曳馬幹線耐震化工事ほか7件について、当初は年度内の完了を見込んでいたが、着手後に判明した予期せぬ事態に対する調整などに不測の日数を要したため、翌年度へ繰越となった。
計			544,586,600	95,750,000	448,836,600	0	0	0	448,836,600	0	0	

令和 2年 5月20日提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

令和元年度 浜松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共整備事業費	2,709,307,500	864,566,000	1,844,741,500	785,616,350	948,700,000	0	110,425,150	0	0	和地中継ポンプ場改築工事ほか41件について、当初は年度内の完了を見込んでいたが、関連工事の遅延に伴う影響などに不測の日数を要したため、翌年度へ繰越となった。
		特定環境保全公共整備事業費	96,723,000	34,320,000	62,403,000	28,314,000	23,100,000	0	10,989,000	0	0	
	2 コンセッション整備事業費	コンセッション整備事業費	114,840,000	70,200,000	44,640,000	24,800,000	19,800,000	0	40,000	0	0	
計			2,920,870,500	969,086,000	1,951,784,500	838,730,350	991,600,000	0	121,454,150	0	0	

令和 2年 5月20日提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友